

情報提供資料

平成22年4月30日

日高市

市民生活部 市民課

042-989-2111 (内線)1122

担当者職・氏名 主幹 小山 弘子

住民票の写し等の交付に係る「本人通知制度」を始めます

日高市では、6月1日(火)より、個人のプライバシーの侵害を防ぐことを目的として、住民票の写しや戸籍謄本等を本人の代理人及び第三者に交付したとき、事前登録をした方に交付したことを通知する「本人通知制度」を始めます。

1. 本人通知制度の概要

本人通知制度は、日高市において、住民登録や本籍があるかたが事前に登録することにより、そのかたに係る住民票の写しや戸籍の謄抄本等を、本人の代理人および第三者に交付した場合に、その交付した事実について登録者本人にお知らせをする制度です。

2. 制度の目的

本人通知制度により、住民票や戸籍の証明書が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、万一、不正な取得である疑いがあれば、交付請求書の開示請求等により早期に事実関係を究明するきっかけとなります。また、本人通知制度が周知されることで、委任状偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。

3. 開始時期

平成22年6月1日(火)

4. 登録できるかた

日高市に住民登録されているかた、もしくは日高市に本籍があるかた

5. 申し込み

平成22年6月1日(火)から、日高市役所市民課で受付を始めます。

申し込みの際は、運転免許証などの本人確認書類が必要です。

6. 本人通知について

通知の対象となるのは、登録期間（登録した日から3年間）中に交付した証明書についてです。（引き続き再登録することができます）

通知する内容は、交付年月日、交付した証明書の種類・通数、交付請求者の種別（代理人、第三者の別）です。

同一の住民票もしくは戸籍に記載（記録）されている方であっても、事前に登録した方以外は通知の対象とはなりません。

国や地方公共団体からの請求等、通知の対象とならない請求があります。

<参考>

- ・ 本人通知制度導入済み市町村・・・大阪府内7市4町
- ・ 6月1日から埼玉県内全市町村で本人通知制度を開始します。

【本人通知制度概要図】

